



# 衆議院憲法調査会ニュース

H16.1.23 号外

第 159 回 国会

発行:衆議院憲法調査会事務局

## 第 9 回 地方公聴会開催を決定

1月22日の憲法調査会において、広島県広島市での地方公聴会開催を決議しました。

### 1. 開催の趣旨

日本国憲法に関する調査のため、仙台地方公聴会(H13.4.16)、神戸地方公聴会(H13.6.4)、名古屋地方公聴会(H13.11.26)、沖縄地方公聴会(H14.4.22)、札幌地方公聴会(H14.6.24)、福岡地方公聴会(H14.12.9)、金沢地方公聴会(H15.5.12)、高松地方公聴会(H15.6.9)に次いで、今般広く国民の各層から日本国憲法について(特に、非常事態(安全保障を含む)と憲法、統治機構(地方自治を含む)のあり方及び基本的人権の保障のあり方)の意見を聴取する地方公聴会を、3月15日(月)に広島県広島市において開催いたします。

### 2. 開催要領

日時 H16.3.15(月)午後1時～  
場所 広島県広島市

広島全日空ホテル

派遣委員 中山会長外委員7名

意見陳述者 6名(予定)

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県に在住している方より一般公募を行い、意見の概要、年齢、性別、職業等を助案の上、幹事会において選定します。

#### 議事順序

- ・開 会
- ・団 長 挨拶
- ・意見陳述者の意見開陳(各15分)
- ・派遣委員から意見陳述者に対する質疑  
(各15分×6人)

- ・団長挨拶等
- ・散 会

#### 議事整理等

- ・団長が会議における座長を務め、会議の議事整理及び秩序保持等を行います。
- ・会議は、衆議院における議事規則に準拠して行います。

#### 傍 聴

国会議員、国会議員秘書、報道関係者のほか一般傍聴を団長において許可します。一般傍聴は、各会派に対する割当の外、あらかじめ事務局に傍聴を申し込み、当日傍聴券を持参した方(申込みをした本人に限る)の傍聴を認めます(100名程度)。

なお、本人確認のため、身分証の提示を求められることもあります。

### 3. 意見陳述の申出方法

鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県に在住する方で意見を述べようとする方は、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、職業、電話番号、「非常事態(安全保障を含む)と憲法」、「統治機構(地方自治を含む)のあり方」、「基本的人権の保障のあり方」の三つのテーマのうち、意見を述べようとするテーマを一つ選択し、選択したテーマ、意見の概要(当日開陳する意見の要旨を800字以内)及び「広島公述希望」の旨を記載し、封書又は電子メールで下記の宛先へ申し出願いたします。

申し出た方の中から幹事会で選定の上、通知いたします。なお、意見陳述者には旅費・日当を支給いたします。

傍聴も希望する方は、「4. 傍聴の申込方法(一般傍聴)」に従い別途お申込み下さい。

意見陳述者に選ばれた方には、開催日の2週間前頃までにご連絡いたします。

意見陳述者に選ばれた方の意見の概要については、公開することがあります。

【締 切】 H16.2.17(火)正午(必着)

【宛 先】

〒100-8960 東京都千代田区永田町1-7-1

衆議院憲法調査会事務局 気付

憲法調査会会長宛

E-mail kenpou@shugiin.go.jp

### 4. 傍聴の申込方法(一般傍聴)

傍聴希望の方は、封筒の表に「広島傍聴希望」と記載し、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒(長型3号程度)を必ず同封し、下記の宛先へ申し込み願います(1人1通に限ります)。

なお、申込み多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨申込者宛に通知いたします。開催日の2週間前頃までに、傍聴者に選ばれた方には傍聴券を、抽選にもれた方にはその旨を記載した文書を郵送いたします。

【締 切】 H16.2.17(火)正午(必着)

【宛 先】

〒100-8960 東京都千代田区永田町1-7-1

衆議院憲法調査会事務局 気付

憲法調査会会長宛

【問合せ先】 衆議院憲法調査会事務局

03(3581)5563(直通)

03(3581)5111(代表)

内線2704又は2705

第9回地方公聴会は、3月15日(月)午後1時から広島県広島市にて開催されます。